

制定 2026 年 6 月 10 日

第三者委員会

不法投棄未然防止事業協力実施細則 (2026 年度)

(目的)

第 1 条 この細則は、不法投棄未然防止事業協力実施要項（以下「協力要項」という。）第 20 条第 1 項の規定に基づき、協力要項を円滑に運用するために必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この細則で使用する用語の定義は、この細則に特に定めるほかは、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）及び協力要項に定めるところによるものとする。

(協力要項第 5 条第 5 項に規定する協力の条件)

第 3 条 協力要項第 5 条第 5 項に規定する協力内定案件ごとの協力の条件は、次に規定するものとする。

- ① 次条第 1 項に規定する防止費目に係る協力要項第 9 条に規定する上限額
- ② 協力要項第 16 条第 1 項第 2 号に規定する撤去等上限額
- ③ 協力要項第 16 条第 1 項第 3 号に規定する料金上限額
- ④ 協力要項第 13 条第 6 項第 3 号及び協力要項第 16 条第 1 項第 4 号の規定による交付すべき助成金額の算出に用いるための助成率

(防止費目ごとの上限額の決定等)

第 4 条 防止費目は次のとおりとする。

- ① 設備費
- ② 労務費
- ③ その他経費

2 特定の協力内定案件に係る特定の費目の上限額（以下「費目上限額」という。）は、当該案件に係る市町村等が応募申請書に記載した費目ごとの予定している費用及びその算出根拠を、必要に応じて当該市町村等へ内容の確認、調査及び補足データの提供依頼を実施した上で本委員会が吟味し、決定する。

- 3 本委員会は、本委員会が特別に認めた場合を除き、費目上限額をすべて合算した額が、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市にあつては 1 千万円、指定都市以外の市町村等にあつては 6 百万円を超えないように、それぞれの市町村等に係る費目上限額を決定するものとする。

（撤去等上限額の決定）

第 5 条 撤去等上限額は、それぞれの協力内定案件について、当該案件に係る市町村等が応募申請書に記載した予定している費用及びその算出根拠を、必要に応じて当該市町村等へ内容の確認、調査及び補足データの提供依頼を実施した上で本委員会が吟味し、決定する。

（引渡料金上限額の決定）

第 6 条 引渡料金上限額は、それぞれの協力内定案件について、当該案件に係る特定地域において不法投棄された特定廃棄物を回収し、再商品化等実施者へ引き渡す事業を実施する期間に当該事業により引き渡す特定廃棄物の見込み量として当該案件に係る市町村等が当該案件に係る応募申請書に記載されたもの及び協力要項第 5 条第 4 項第 2 号ただし書に基づく本委員会の判断に基づき決定された量に、再商品化品目における主要メーカー（製造業者等）の最高価料金（大小区分のある品目については大の料金とする）から求めた品目毎再商品化等料金を乗算することで決定する。

（助成率）

第 7 条 助成率は、次に規定する方法により本委員会が算定する。

- ① すべての協力内定案件について、第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定により決定された費目上限額、第 5 条の規定により決定された撤去等上限額及び前条の規定により算定された引渡料金上限額をすべて合算した額（以下「協力予定総額」という。）を本委員会が算定する。
- ② 協力予定総額が、基本方針第 2 条第 1 項に規定する不法投棄未然防止事業協力のための予算として基本方針第 12 条の規定によりに配分された額（以下「不法投棄削減協力配分額」という。）以下である場合の防止事業に係る助成率は 50%、引渡事業に係る助成率は 100%とする。
- ③ 協力予定総額が、不法投棄削減協力配分額を上回る場合は、協力内定案件に係る市町村等に対して協力要項第 16 条の規定により交付される助成金の見込み額として本委員会が算定した額をすべて合計した額が不法投棄削減協力配分額以下となるように助成率を算定する。